

# 医療広告の監視指導体制強化について

# 1. これまでの取組について

# 医業等に係るウェブサイトの監視体制強化

平成30年度予算:50,602千円(平成29年度予算:41,540千円)

## 背景

医療機関のホームページに起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等も踏まえ、平成29年度よりネットパトロールを実施することで対応。しかしながら、美容医療以外にも、再生医療やがん免疫療法などについてウェブサイトの適正化が求められ、更に、医療法における広告規制の改正施行後は、規制範囲が拡大されることから、更なる監視体制の強化が必要。

### ①広告等の監視

医業等に係るウェブサイトが医療広告規制等※に違反していないかを監視

### ②規制の周知等

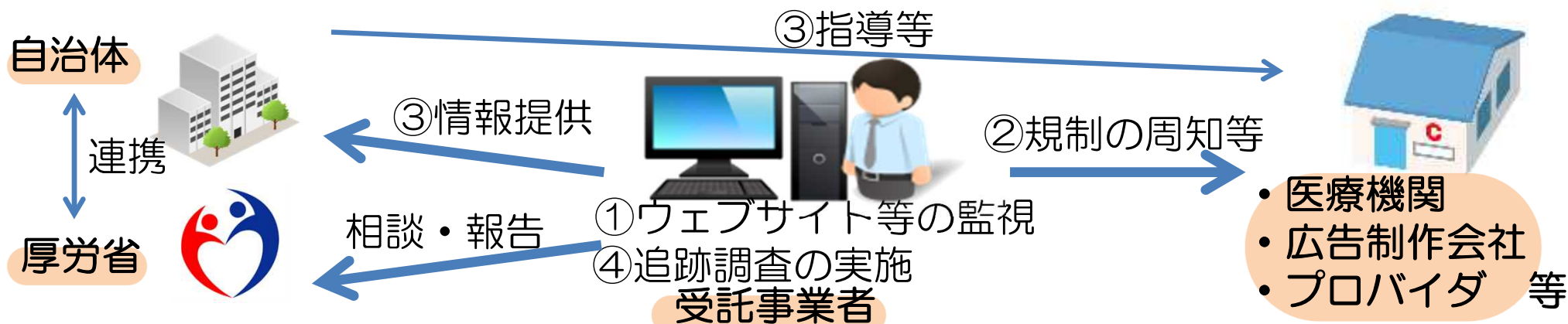
不適切な記載を認めた場合、当該医療機関等に対し規制を周知し、自主的な見直しを図る

### ③情報提供・指導等

改善が認められない医療機関を所管する自治体に情報提供を行う。(自治体は指導等を行う)

### ④追跡調査の実施

自治体に対する情報提供の後の改善状況等の調査を行う



## 期待される効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン

# ネットパトロール事業について

厚生労働省委託事業

医療等に係るウェブサイトの監視体制強化事業

## 医療機関ネットパトロール

医療機関のウェブサイトにうそや大げさな表示があったら、情報をお寄せください

- 医療機関のウェブサイトにうそや大げさな表示がないかどうかを監視するのが『医療機関ネットパトロール』です。
- 『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお寄せください。
- ウェブサイトに不適切な表示や表現を見つけたら、このサイトから通報してください。

### 医療機関ネットパトロール相談室

通報フォーム

通報（情報提供）は電話でも受け付けています。

03-3293-9225

受付時間：平日（月～金）10:00～16:00

なお、受け付けた情報に関する問合せや相談についてはお答えしかねますので、ご了承ください。



厚生労働省 @MHLWitter · 1月26日

【#医療機関ネットパトロール】

#病院、#診療所、#デンタルクリニックのウェブサイトに、嘘や大げさな表示があれば通報・ご相談を！

医療機関ネットパトロール相談室03-3293-9225

詳細は→[iryoukoukoku-patroll.com](http://iryoukoukoku-patroll.com)

画像：政府広報から転載

### ガイドラインを守っていないホームページ例



48 31

- 平成29年8月24日より事業開始。
- 毎週金曜日に厚生労働省のTwitter（フォロワー数は約50万人）によりネットパトロールの通報先の周知を実施。

# 事業者におけるウェブサイトの審査から 医療機関及び自治体への通知までの流れについて

## ①事業者による 書面審査

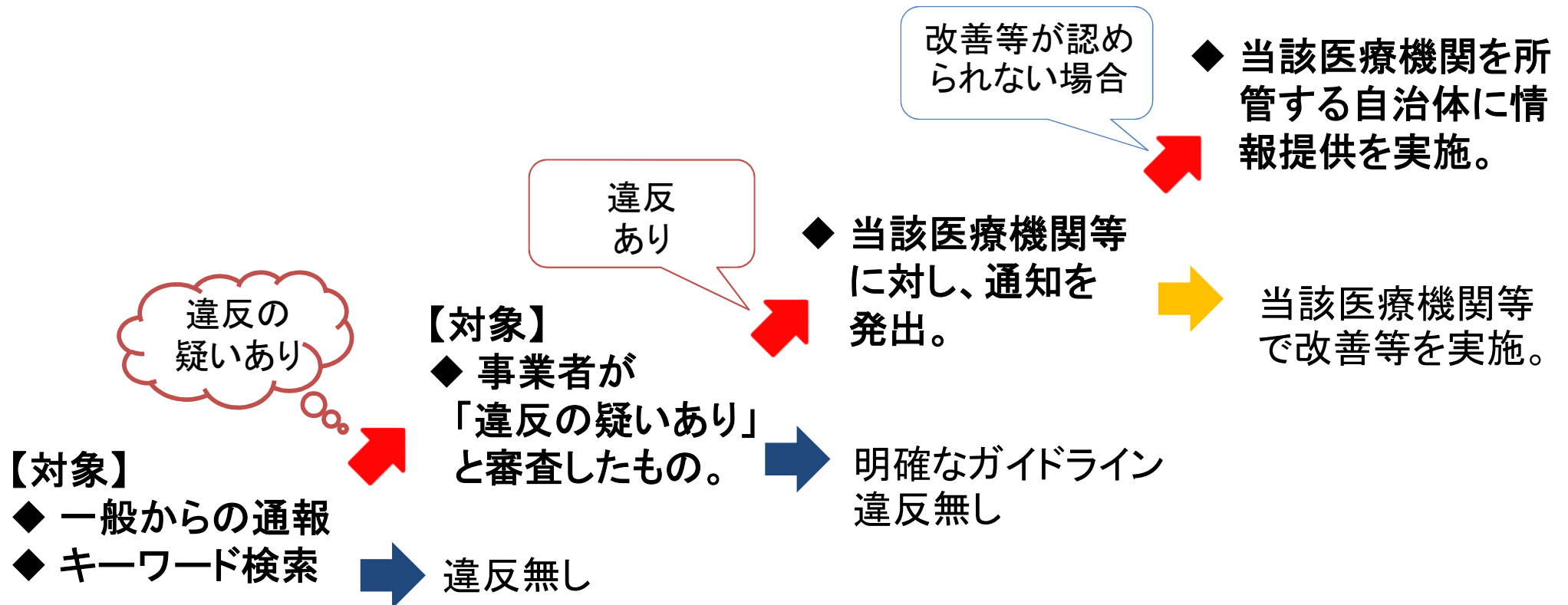
※事業者において現行ガイドラインに基づいた審査を実施。

## ②「評価委員会」に おける評価

※評価委員会は医師や弁護士等の専門家で構成。

## ③事業者による医療機関 及び自治体への通知

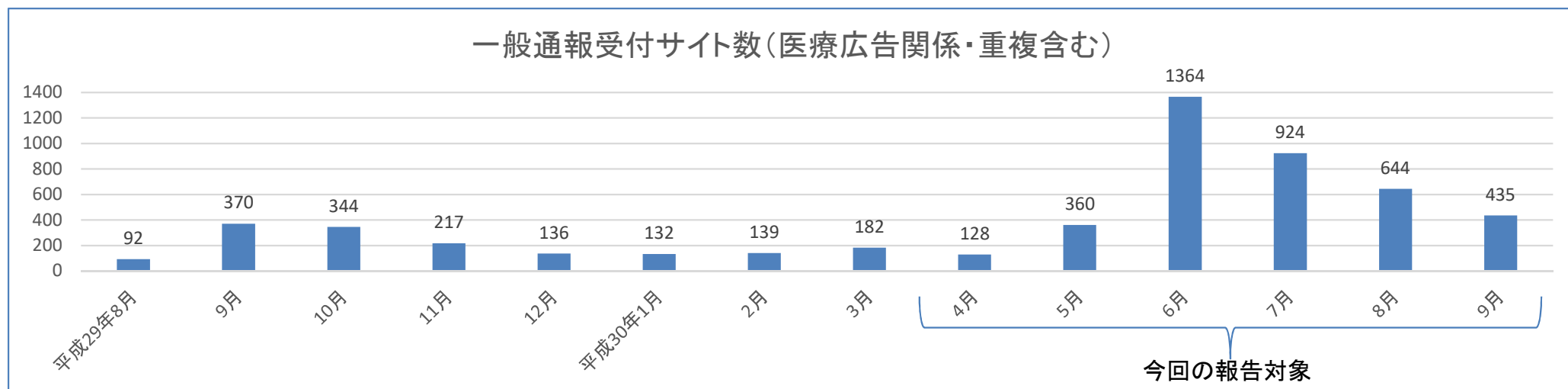
※医療機関への通知の約1ヶ月後に改善状況等を確認。



# 平成30年度(4月～9月)ネットパトロール事業報告

○受付状況(一般通報+キーワード検索)(2018年9月30日時点)

受付内訳		審査対象サイト数	(参考)受付サイト数 重複含む
一般通報	医療広告関係	995件	3069件
	医療広告以外		786件
キーワード検索		142件	
<b>合計</b>		<b>1137件</b>	



委託業者である日本消費者協会の平成30年9月末の集計に基づいて作成

# 平成30年度(4月～9月)ネットパトロール事業報告

○審査対象事案の審査結果の内訳(一般通報+キーワード検索)(2018年9月30日時点)

	審査対象 サイト数	審査サイト数	業者の審査結果	評価委員会の評価結果	医療機関 への通知
一般 通報	審査対象 995件	審査 551件	違反疑い対象 487件	違反疑いあり 194件	329通知 118未通知
				違反なし 36件	—
			評価未了(繰越) 257件	—	
		違反なし 64件			
		未審査(繰越) 444件			
キー ワード 検索	審査対象 142件	審査 142件	違反疑い対象 108件	違反疑いあり 98件	212通知 63未通知
				違反なし 10件	—
			評価未了(繰越) 0件	—	
		違反なし 34件			
		未審査(繰越) 0件			

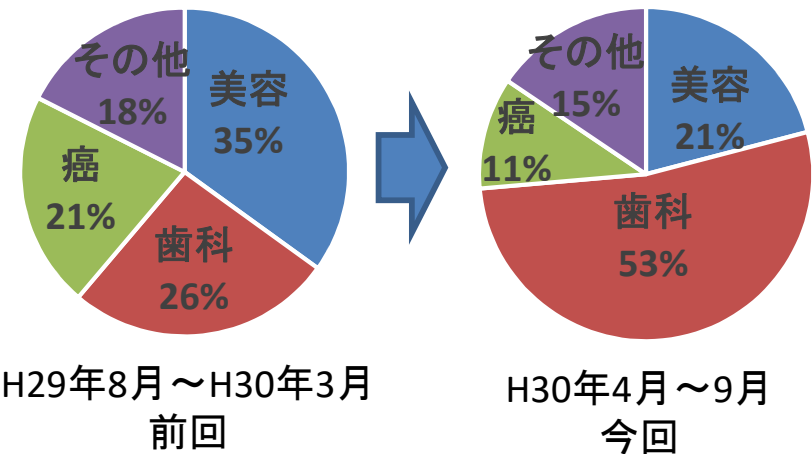
委託業者である日本消費者協会の  
平成30年9月末の集計に基づいて作成

# 平成30年度(4月～9月)ネットパトロール事業報告

## ○審査対象事案の内訳(一般通報+キーワード検索)(2018年9月30日時点)

	H29年8月～H30年3月 678件	H30年4月～H30年9月 1137件
美容関係	237件	238件
歯科	178件	599件
癌関係	144件	123件
その他※	119件	177件

※眼科、内科、整形外科、泌尿器科等



## ○医療機関への通知後の対応状況(2018年9月30日時点)

	通知対象 医療機関数 (一般通報+キーワード検索サイト数)	通知後の対応状況				
		改善を確認	広告中止	医療機関 対応中 (1カ月以内)	医療機関 未対応 (1カ月以上 ・通知準備中)	都道府県 通知
H29年8月 ～H30年3月(時点)	517通知 (160件)	97通知	162通知	165通知	93通知	0通知
前年度受付 今年度繰越	126通知 (60件)	125通知	0通知	0通知	1通知	0通知
H30年4月 ～9月(時点)	541通知、181未通知 (292件)	284通知	91通知	126通知	39通知	1通知

委託業者である日本消費者協会の平成30年9月末の集計に基づいて作成



## 2. 今後の取組の強化について

# 医薬品等の広告監視指導での対応

医薬品等の広告監視指導では、都道府県間での指導内容の差異を解消する観点から、全国医薬品等広告監視協議会(六者協※)において、制度運用面の課題の協議や違反広告の共有等を行っている。協議結果については、必要に応じて、国からの通知等を通じて、全国の都道府県に周知することにより、広告基準・監視指導の全国的な統一を図っている。

## 都道府県間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築した医薬品の広告監視指導での対応

### 【規制改革実施計画

(平成28年6月閣議決定)(抜粋)】

(2)個別措置事項

④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し

事項名	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し
規制改革の内容	都道府県によって一般用医薬品等の広告に対する指導内容に可能な限り差異が生じないような仕組みを構築するとともに、それでも生じる差異については、その都度 <b>全国レベルで指導内容を統一するため国及び都道府県における広告監視指導の在り方について必要な見直しを行う</b> 。その際、業界関係者の意見を聴取しつつ、詳細かつ具体的に「医薬品等適正広告基準」を解説した通知の発出を含めて検討し、一般用医薬品等の広告監視指導の運用を明確化する方策等を講ずる。
実施時期	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置

平成29年6月規制改革推進会議第16回医療・介護・保育WG 資料2-2

## 2. 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しに係る対応

### (2)監視指導の見直し【広告基準・監視指導の見直し】

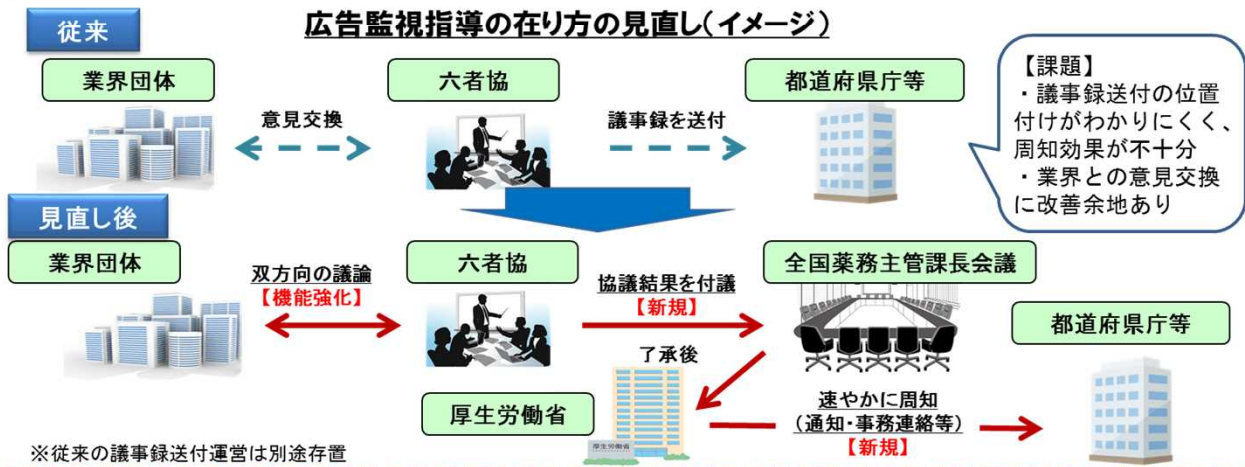
○ 都道府県間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築する観点から、全国医薬品等広告監視協議会(六者協)※で次の改善策を検討中。

※広告監視指導業務の方針や違反広告の解釈等の協議を目的とする。

広告監視の事例数や地域的なバランス等を勘案し、東京都・大阪府・愛知県・北海道・福岡県と厚生労働省で構成。

— 全国医薬品等広告監視協議会における協議結果について、必要に応じ、国からの通知・事務連絡等により、全国の都道府県に周知することにより、**全国的な統一性を図る**

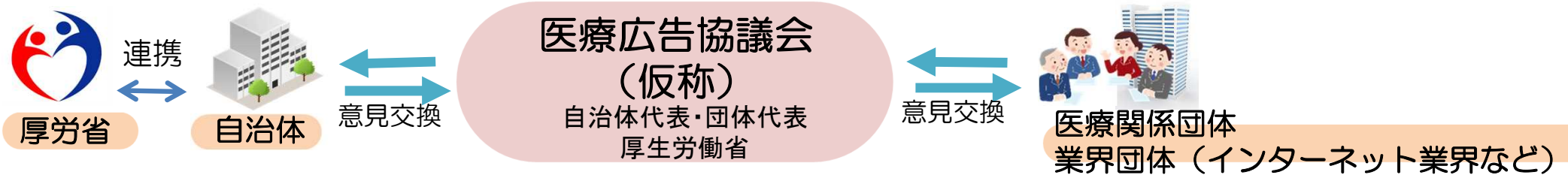
— **業界との意見交換について、双方向による、より建設的な議論の場**となるよう運営を工夫するとともに、協議結果を国から全国の都道府県等に通知するなどにより周知徹底



※広告監視の事例数や地域的なバランス等を勘案し、東京都・大阪府・愛知県・北海道・福岡県と厚生労働省で構成され、都道府県メンバーは所属する地方厚生局単位で他府県、特別区、保健所設置市等の意見を取りまとめたうえで参加している。業界団体としては、日本OTC医薬品協会、日本一般薬連合会、日本化粧品協会が含まれる。

# 医業等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

- 医療広告においては、不適切なウェブサイト等を発見し、その情報を医療機関の監督権限を有する自治体に通報することにより、ウェブサイト等の記載を適正化する取組を行っている。
- 今般の医療法改正に伴い各自治体で限定解除要件の個別判断が増えているため、自治体間での判断・解釈等、指導内容を全国で統一するような仕組みを医療広告規制においても構築してはどうか。



## 医療広告における医療広告協議会の流れ(イメージ)



- ・ 協議会での議題については、自治体、団体から事前登録された医療広告に係る相談事例を受け付ける。
- ・ 自治体、団体からの相談事例については、事前に資料を提出いただく。
- ・ 必要に応じて協議会前の追加調査について自治体、団体と相談する。
- ・ 協議結果は必要に応じ厚生労働省から通知等により、全国の都道府県等に周知することにより、全国的な統一を図る。

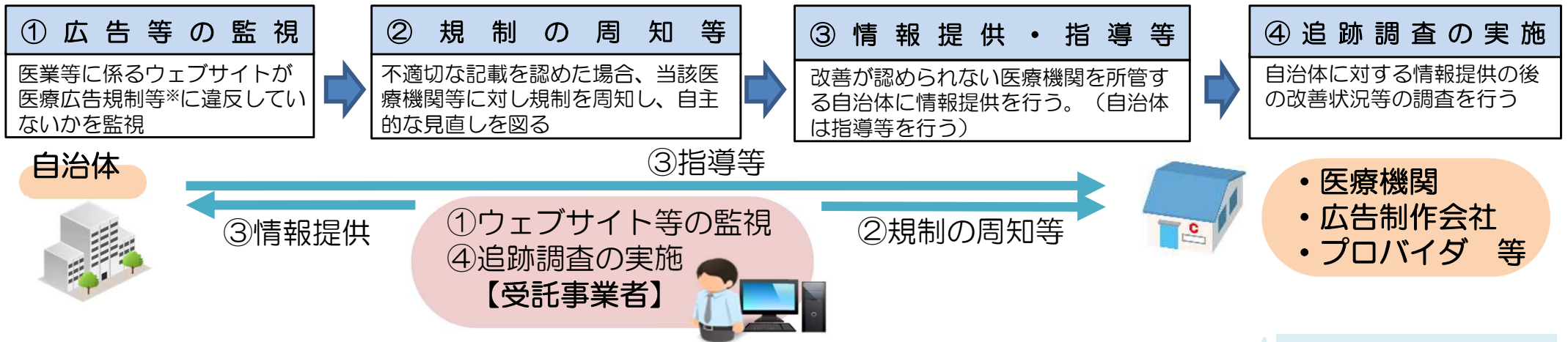
# 医業等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

## 背景

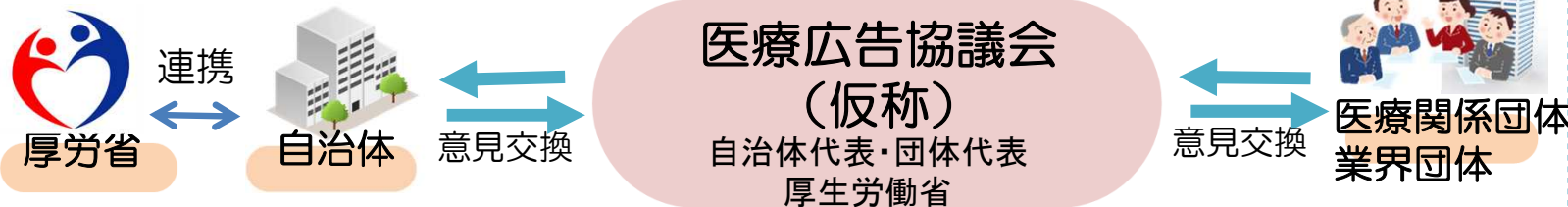
平成31年度概算要求額: 74,045千円(50,602千円)

医療機関のホームページに起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等も踏まえ、平成29年度よりネットパトロールを実施することで対応。更に、平成30年6月の改正医療法施行後の医療法における広告規制の改正施行後の現状を踏まえ、全国一律の基準で運用できるよう監視指導体制の強化が必要。

## ネットパトロール事業



## 医療広告監視指導協議会のイメージ



協議結果は必要に応じ厚生労働省から通知・事務連絡等により、全国の都道府県等に周知することにより、全国的な統一を図る

平成30年6月の医療法改正施行に伴い、自治体での個別判断事例が増加しており、自治体間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築する。

## 期待される効果

ウェブサイトの監視指導体制の強化により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。